

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「世界に誇れる『まち』広島」生活環境改善計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

広島市

3 地域再生計画の区域

広島市の市街化区域外全域および西部水資源再生センター

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

広島市は、中国山地を背にして緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、太田川河口のデルタを流れる六本の川に恵まれることで、「水の都ひろしま」と言われる都市景観をつくりだしており、さらに多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面する海に開かれた都市である。また、これまで周辺町村との合併により順次市域を拡大し、現在も中四国地方の中核都市として発展を続けている。一方、本市の人口は、ピーク時の平成 31 年（2019 年）3 月末時点の 1,194,524 人に対し、令和 5 年（2023 年）3 月末時点で 1,181,868 人と減少が進行しており、今後さらに減少が加速し、令和 42 年（2060 年）には 1,020,694 人まで減少すると推計している。

本市の市街化区域内における生活排水処理は、公共下水道（単独公共下水道は昭和 26 年（1951 年）に事業認可を取得、流域関連公共下水道は昭和 56 年（1981 年）に事業認可を取得）により整備しており、平成 16 年（2004 年）3 月末に概ね完了し、現在は私道等の未整備地区について整備を進めている。

一方、市域面積の約 8 割を占める市街化区域外（市街化調整区域及び都市計画区域外）の生活排水処理は、平成 20 年度（2008 年度）から令和 3 年度（2021 年度）まで地方創生污水处理施設整備推進交付金を活用し、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽（市町村設置型）により順次整備を行っている。

特定環境保全公共下水道については、平成 20 年（2008 年）に新たに認可を取得した地区のうち、未整備地区について、今後も整備を行っていく予定である。

農業集落排水については、令和 5 年度末に概ね整備を完了する予定である。

合併処理浄化槽（市町村設置型）については、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の整備区域以外を対象区域として、個人住宅に本市が設置する。

さらに、個人が設置済の合併処理浄化槽においても、本市が帰属を受けて維持管理を行っている。

なお、地方版総合戦略である第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略においては、安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくりのために、地域の特性に応じて効率的・効果的な方法で計画的に污水处理施設の整備を行うとともに、下水道サービスを持続的に提供できるよう、下水道施設の計画的かつ予防保全的な改築を行うこととしている。

4-2 地域の課題

平成20年度（2008年度）から地域再生計画に基づき、生活排水対策の重要性と水環境の保全に対する市民意識の向上を図るとともに、効率的・効果的な污水处理施設の整備を順次行ってきた。しかし、近年の豪雨災害等を受け、浸水対策事業を優先的に実施する等、事業の優先順位の見直しを行い、一部の地区において整備を先送りにした。その影響もあり、市街化区域外の污水处理人口普及率は、令和5年3月末時点で55.8%と市街化区域内の下水道処理人口普及率99.0%に比べて低い状況となっている。こうした普及率の低さが市民それぞれの居住環境の選択に影響を与え、人口減少の一因となっている。これらのことから、先送りした地区を中心に、市街化区域外の污水处理施設の普及に努めていく必要がある。

一方で、し尿、浄化槽・農業集落排水汚泥等の受入施設である西部水資源再生センターでは返流水処理施設が耐用年数を超え、機械設備の劣化が進んでいる。今後、さらに劣化が進むと放流水質が悪化し、汚泥等の受け入れを停止せざるを得ない状況となる。

また、農業集落排水施設等においても老朽化が進行しており、処理設備の突発的な機能停止による、未処理汚水の流出による公共用水域への影響やトイレ等の使用停止など、市民の生命や財産、社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。こうした市民の生活環境や公共用水域の保全を図るために、これらの老朽化施設の改築が急務となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生污水处理施設整備推進交付金により、市街化区域外の地域において、特定環境保全公共下水道と合併処理浄化槽の一体的な整備を推進することにより、污水处理人口普及率を向上させ、人口減少の抑制を図る。また、公共下水道施設である、し尿や浄化槽・農業集落排水汚泥等の受入施設の改築と農業集落排水施設の改築を一体的に実施することにより、市民の生活環境や公共用水域の保全を図り、自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を創出する。

さらに、水環境への意識の向上や下水道事業の普及啓発活動の一環として、小学校や団体等を対象に下水道出前講座を開催し、市民と協働したまちづくりを推進する。

（目標１）人口減少の抑制

広島市の人口

1,181,868 人（基準値：令和４年度末） → 1,179,221 人（令和９年度末）

（目標２）市民の生活環境満足度の向上

市民意識調査による「広島市が暮らしやすいまち」だと思う、ある程度思うと回答した割合

84.6%（基準値：令和３年度末） → 84.9%（令和９年度末）

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

市街化区域外において、特定環境保全公共下水道の整備、個人住宅を対象とした合併処理浄化槽（市町村設置型）の整備を行う。加えて、既存の共同浄化槽の帰属をうけ、周辺の住宅からも共同浄化槽への排水が可能になるように流入管を整備することで、汚水処理未整備地区の解消を図る。

また、老朽化した農業集落排水施設、公共下水道や本市が管理している合併処理浄化槽の機器の改築を行うとともに、これらの事業を推進していくうえで必要不可欠である、し尿や浄化槽・農業集落排水汚泥等の受入施設の改築を行う。そして、市街化区域外に位置する公共下水道の処理場及び中継ポンプ場の改築を計画的に実施し、将来にわたって下水道サービスを提供できるように下水道ストックマネジメント計画を策定する。

こうした事業により、安定的かつ持続的に生活環境や公共用水域が保全されるまちづくりを行う。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生汚水処理施設整備推進交付金【Ａ３００９】

- ・公共下水道・・・令和５年３月事業計画策定（変更）
- ・農業集落排水・・・令和５年度事業計画策定

〔事業主体〕

- ・広島市

〔施設の種類〕

- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽（市町村設置型）

〔事業区域〕

- ・ 公共下水道
太田川処理区、水内川処理区、西部水資源再生センター
- ・ 農業集落排水
戸山地区、小河内地区、太田部地区
- ・ 合併処理浄化槽
広島市の全域（ただし、公共下水道等の集合処理施設の事業計画区域及び整備区域を除く）

[事業期間]

- ・ 令和6年度～令和9年度

[整備量]

- ・ 公共下水道

特定環境保全公共下水道の整備	φ150mm L=350m
浄化槽汚泥等の受入施設の改築	1箇所
処理場等の改築	1式
- ・ 農業集落排水

処理場の改築	3箇所
--------	-----
- ・ 合併処理浄化槽（市町村設置型）

市町村設置型浄化槽の整備	60基
既存浄化槽の改築	1式
共同浄化槽への流入管	φ150mm L=2,300m

[事業費]

- ・ 公共下水道

事業費	1,669,000千円（うち、交付金	914,900千円）
-----	--------------------	------------
- ・ 農業集落排水

事業費	121,000千円（うち、交付金	60,500千円）
-----	------------------	-----------
- ・ 合併処理浄化槽

事業費	105,000千円（うち、交付金	35,000千円）
-----	------------------	-----------
- ・ 合 計 事業費

	1,895,000千円（うち、交付金	1,010,400千円）
--	--------------------	--------------

〔事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法〕

(令和/年度)	基準年 (R4)	R6	R7	R8	R9
指標 1 市街化区域外の 汚水処理人口普及率の向上	55.8%	57.0%	57.8%	58.5%	59.3%
指標 2 放流水質の維持 BOD 基準の達成割合 【公共下水道 2 箇所、農業集落排水施設 3 箇所】※1	100%	100%	100%	100%	100%

※ 1 公共下水道：西部水資源再生センター（BOD 基準値：15mg/l）

和田水資源再生センター（BOD 基準値：15mg/l）

農業集落排水施設：戸山地区、小河内地区、太田部地区（BOD 基準値：90mg/l）

毎年度終了後に広島市が汚水処理人口普及率及び放流水質を調査し、速やかに状況を把握する。

〔事業が先導的なものであると認められる理由〕

（政策間連携）

公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽を一体的に整備・改築することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、安全・安心に暮らせる生活基盤の整備といった地域再生の目標達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

（デジタル社会の形成への寄与）

汚水処理施設情報をデータベース化し、施設の点検・修繕記録等をデータベースに集約化することで効率的な管理、運営および計画的な施設の改築を可能とし、デジタル社会の形成に寄与する事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「世界に誇れる『まち』広島」生活環境改善計画（仮称）を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

下水道、農業集落排水及び浄化槽の普及啓発、広報活動の一環として、以下の取り組みを行うこととしている。

(1) 下水道出前講座の開催

内 容 広く市民に下水道を理解していただくため、団体等の集まりに対して広島市から講師を派遣する下水道出前講座を開催し、公共下水道に加え、農業集落排水及び合併処理浄化槽（市町村設置型）を含めた下水道事業全般に対する理解や水環境への意識向上を図る。（広島市単独事業）

事業主体 広島市

実施期間 令和6年4月～令和10年3月

(2) 下水道サポーター制度

内 容 市民の視点からの下水道に対する意見や提案等のほか、広島市と協働して下水道の広報活動にも取り組むことを目的とした下水道サポーター制度を設け、下水道事業全般に関する各種広報・イベントにおいてボランティア活動の充実を図る。（広島市単独事業）

事業主体 広島市

実施期間 令和6年4月～令和10年3月

(3) 水洗化普及相談員制度

内 容 下水道の利用及び浄化槽の普及促進に関して、指導・啓発を行う水洗化普及相談員制度を設け、個々の住宅や家庭の事情に合わせた、きめ細かい対応の充実を図る。（広島市単独事業）

事業主体 広島市

実施期間 令和6年4月～令和10年3月

6 計画期間

令和6年度～令和9年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、本市において達成状況の評価を行い公表する。また併せて改善すべき事項の検討を行う。

目標1においては、定量的な目標に関わる基礎データとして、広島市の住民基本台帳データを用いて、中間評価、事後評価を行う。

目標2においては、広島市が実施する広島市市民意識調査の報告書を用いて、中間評価、事後評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	目標1：令和4年度 目標2：令和3年度 (基準年度)	令和7年度 (中間年度)	令和9年度 (最終目標)
目標1			
人口減少の抑制※	1,181,868人	1,181,206人	1,179,221人
目標2			
「広島市の暮らしやすいまち」だと思う、ある程度思うと回答した割合の向上	84.6%	84.8%	84.9%

※目標1は、「世界に誇れる『まち』広島」人口ビジョン（令和2年改訂版）を基に、令和5年3月住民基本台帳ベースで広島市下水道局が独自に算出した推計値としている。

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
広島市の人口	広島市の毎年の住民基本台帳データより
「広島市の暮らしやすいまち」だと思う、ある程度思うと回答した割合	広島市市民意識調査報告書より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに広島市のホームページで公表する。